



様式第2号(研究用)

申請結果通知書

平成23年 9月22日

福島県立医科大学
副学長 阿部正文 様

福島県立医科大学 学長

受付番号 1318 課題名 県民健康管理調査の一環としての福島県居住小児に対する甲状腺検査

上記研究計画(変更)の実施等に関する申請について、下記のとおり結果を通知する。

記

結果	倫理委員会の 判定の結果	条件、変更の内容及び理由
許 可	承 認	
	条 件 付 承 認	
不 許 可	変 更 の 勧 告	
	不 承 認	
非 該 当	非 該 当	

様式第1号(研究用)



許可申請書

23年8月24日提出

福島県立医科大学 学長 様

下記研究計画の実施等に関し、許可を頂きたく必要書類一式を添えて申請します。

研究課題名 県民健康管理調査の一環としての福島県居住小児に対する甲
状腺検査

[研究責任者]

所 属 福島県立医科大学

職・氏名 副学長 阿部正文

内線電話 2180

所属長
承認印

[添付書類]

- 1 研究計画書
- 2 研究への参加依頼書並びに研究説明書
- 3 承諾書
- 4 「公立大学法人福島県立医科大学利益相反のマネジメントに関する要綱」第14条第2項に規定する審議結果通知書(写し)
- 5 その他(具体的に記載してください。)

※添付書類の「研究計画書」、「研究への参加依頼書並びに研究説明書」、「承諾書」については、倫理委員会が定める様式を使用すること。

※各様式及び添付書類を提出する際は、個人情報の保護に留意すること。

別紙様式 1 (一般倫理申請及び疫学研究用)

研 究 計 画 書

1 研究課題名

県民健康管理調査の一環としての福島県居住小児に対する甲状腺検査

2 研究者

(1) 研究責任者

所 属	職	氏 名	学内講習会の受講
福島県立医科大学	副学長	阿部正文	☒

(2) 主任研究者

所 属	職	氏 名	学内講習会の受講
医学部器官制御外科学講座	教授	鈴木眞一	☐

(3) 分担研究者

所 属	職	氏 名	学内講習会の受講
福島県立医科大学	副学長	山下俊一	☐
福島県立医科大学	副学長	神谷研二	☐
医学部公衆衛生学講座	教授	安村誠司	☒
医学部小児科学講座	教授	細矢光亮	☒
医学部耳鼻咽喉科学講座	教授	大森孝一	☒
医学部腎臓高血圧・糖尿病 ・内分泌代謝内科学講座	教授	渡辺毅	☒
医学部感染制御・臨床検査 医学講座	教授	金光敬二	☒
医学部医療工学講座	准教授	福島俊彦	☒

3 研究の種類

■学内研究	☐ (1) 他施設の協力あり
	☒ (2) 他施設の協力なし
□多施設共同研究	☐ (3) 本学が主管
	☐ (4) 本学以外が主管

4 データベースへの登録の必要性

☐ 必 要	登録するデータベース名:
☒ 不 要	
☐ 必要であるが、登録しない	登録しない理由:

5 希望する審査方法

■一般審査	
□迅速審査	□ 既に本学倫理委員会の承認を得た研究計画に関する軽微な変更の審査 □ 被験者に対して、最小限の危険を超える危険を含まない臨床研究計画の審査であって、次のア～エの全てに該当するものの審査 ア 他の機関において既に連結可能匿名化された情報を収集するもの、無記名調査を行うもの、その他の個人情報を取り扱わないものであること イ 人体から採取された試料等を用いないものであること ウ 観察研究であって、人体への負荷を伴わないものであること エ 被験者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により被験者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないものであること □ 研究者等が所属する医療機関内の患者の診療録等の診療情報を用いて、専ら集計、単純な統計処理等を行う研究の審査 □ 次の事項を含む契約に基づき、データの集積又は統計処理のみを受託する研究の審査 ・データの安全管理 ・守秘義務
□持ち回り審査	
□上記「4」の「データベースへの登録が必要であるが、登録しない」ことについて承認を求める審査	

6 研究区分

□ (1) 「臨床研究に関する倫理指針」が適用される研究

- ア 介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断、又は治療方法に関するもの (A)
- イ 介入を伴う研究（上記「ア」に該当するものを除く） (B)
- ウ 観察研究（介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの）
 - 「ウ」のうち、人体から採取された試料を用いる場合
 - 試料の採取が侵襲性を有する場合 (C)
 - 試料の採取が侵襲性を有しない場合 (D)
 - 「ウ」のうち、人体から採取された試料を用いない場合 (E)

■ (2) 「疫学研究に関する倫理指針」が適用される研究

- ア 介入研究
 - 「ア」のうち、人体から採取された試料を用いる場合
 - 試料の採取が侵襲性を有する場合 (F)
 - 試料の採取が侵襲性を有しない場合 (G)
 - 「ア」のうち、人体から採取された試料を用いない場合
 - 個人単位で行う研究 (H)
 - 集団単位で行う研究 (I)
- イ 観察研究
 - 「イ」のうち、人体から採取された試料を用いる場合
 - 試料の採取が侵襲性を有する場合 (J)
 - 試料の採取が侵襲性を有しない場合 (K)
 - 「イ」のうち、人体から採取された試料を用いない場合
 - 既存資料等以外の情報に係る資料を用いる場合 (L)
 - 既存資料のみを用いる場合 (M)

7 研究の背景及び目的

東京電力福島第一原発事故による放射線の健康影響については、現時点での予想される外部及び内部被ばく線量を考慮すると極めて少ないと考えられます。しかしながら、チェルノブイリで唯一明らかにされたのが、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんの増加であったことから、甲状腺の長期健康管理に関しては多くの保護者の関心の一つとなっています。原発事故後の県民の健康を管理するにあたり、安心していただくことが重要となります。また、チェルノブイリでは事故後4-5年後に甲状腺がんの増加を認めたことから、安全域を入れ3-4年後からの18歳以下の全県民調査を予定しております。基礎知識として放射線の影響がない場合でも、通常小児では触診で約0.1から1%前後、超音波検査で数%の甲状腺結節を認めることが予想されます。しかし、小児甲状腺がんは年間100万人あたり1、2名程度と極めて少なく、結節の大半は良性のものです。

このように現時点での子どもたちの健康管理の基本として、甲状腺の状態をご理解していただくことが、安心につながるものと考えております。

そこで、本研究では、小児健康調査の基礎情報収集を行うことを目的とします。

8 対象者の選定

平成4年4月2日から平成23年4月1日に生まれた県内居住者（県外避難者を含む）；36万人

9 研究期間

平成23年10月 ～28年9月（ 5年 月間）

10 研究場所

福島県立医科大学；調査準備、先行検査、データ収集、結果解析

11 研究方法

（1）手順・相互関係図

本調査は、福島県から委託を受けた福島県立医科大学（以下、福島医大）が中心となつて行う、全県民を対象とした県民健康管理の一環として実施する。

県民健康管理（全県民対象）

線量を把握（基礎データ）

健康状態を把握

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方法：自記式質問票
内容：3月11日以降の行動記録
（被ばく線量の推計評価）



継続して管理

県民健康管理ファイル（仮称）

- ☆健康調査や検査の結果を
個人が記録・保管
- ☆放射線に関する知識の普及



データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計

詳細調査

甲状腺検査（18歳以下の全県民（県外避難者含む）に順次実施）

内容：甲状腺超音波検査
※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査（既存の健診を活用）

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内容：一般健診項目＋白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、
がん検診等を定期的に受診することが、
疾病の早期発見・早期治療につながる

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民へ質問紙調査）

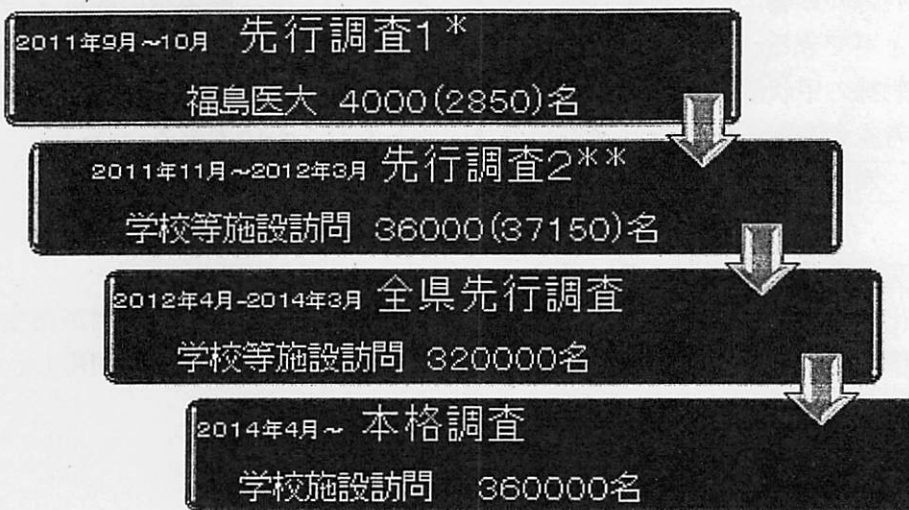
妊産婦に関する調査（22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳申請者へ質問紙調査）

相談・支援

フォロー

治療

甲状腺検査



* 飯舘村、川俣町、浪江町 **国指定地域(緊急避難勧奨地域も含む)

(2) 研究方法の説明

【検査方法】

- ① スクリーニング検査：甲状腺超音波検査で結節の有無、びまん性腫大の有無をスクリーニングする。
- ② 2次検査：上記スクリーニングにて異常が認められた場合は、下記項目の2次検査を施行する。
 - (ア) 甲状腺結節に対する穿刺吸引細胞診検査
 - (イ) 遊離サイロキシシン、遊離トリヨードサイロニン、甲状腺刺激ホルモン、血中サイログロブリン、抗サイログロブリン抗体、抗TPO抗体測定
 - (ウ) 甲状腺超音波精密検査
 - (エ) 尿中ヨウ素濃度測定
- ③ 検査データおよび検体の保存
 - (ア) 甲状腺超音波検査の画像データは、福島医大内の専用データサーバにて保管、管理する。
 - (イ) 血液検査検体は、その一部を福島医大内の専用保管庫にて保管、管理する。

【調査実施スケジュール】

- ① 先行調査1：平成23年9月から10月に、飯舘村、川俣町山木屋地区、浪江町の対象者4,000名に対して、福島医大にてスクリーニング検査を実施する。
- ② 先行調査2：平成23年11月から平成24年3月に、警戒区域、計画的避難区域、緊急避難準備区域の対象者36,000名に対して、学校等施設にてスクリーニング検査を実施する。
- ③ 全県先行調査：平成24年4月から平成26年3月に、上記①、②以外の地域の対象者320,000名に対して、学校等施設にてスクリーニング検査を実施する。

- ④ 本格調査：平成26年4月から、すべての対象者360,000名に対して、2年に1度の検査を実施する。

1 2 予測される研究結果並びに学術上の貢献

先行調査では、放射線の影響のない状態（ベースライン）での、甲状腺疾患の頻度・分布を明らかにすることができる。

本格調査では、放射線の甲状腺に対する影響を評価でき、現時点での予想される外部及び内部被ばく線量を考慮するとその影響は極めて少ないことを明らかにできる。

1 3 試料等の保存、利用等について

（1）試料等を保存する場合の方法等について

血液：2次検査で生化学検査を施行した後、残検体は凍結保存する。後に、傷病が発生した場合や、健康管理上有益な検査等が施行可能となった場合、保存検体を利用し、当該検査を実施したい。

- (ア) 保管場所：福島医大
- (イ) 管理責任者：阿部正文
- (ウ) 保存方法：凍結
- (エ) 保存期間：10年
- (オ) 廃棄する時期と方法：検討中
- (カ) 匿名化の方法：連結可能匿名化

（2）人体から採取された試料等の利用について

□ ア 人体から採取された試料等を利用する。

- （ア）試料等の利用に関する被験者等からの同意があり、当該同意に関する記録を作成している。
- （イ）研究開始時まで、試料等の利用に関する被験者等からの同意を受け、記録を作成することができる。
- （ウ）研究開始時まで、試料等の利用に関する被験者等からの同意を受けることはできないが、次の a ～ c のいずれかに該当する。
 - a 当該試料等が匿名化されている。
 - b 上記「a」に該当しないが、当該臨床研究の目的と相当の関連があると合理的に認められるような同意を研究開始前に受けており、当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開している。
 - c 上記「a」及び「b」に該当しないが、次の(a)～(c)の要件をすべて満たしている。
 - (a) 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開すること。
 - (b) 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにすること。
 - (c) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であること。

□ イ 人体から採取された試料等は利用しない。

(3) 他の機関等から試料等の提供を受ける場合

(4) 他の機関等へ既存試料等を提供する場合

- ア 試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意がある。
 - イ 試料提供時まで、試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意を受けることができる。
 - ウ 試料提供時まで、試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意を受けることができない。
 - (ア) 当該試料が匿名化されている。
 - (イ) 当該試料が上記「(ア)」に該当しない場合であって、次の「a」及び「b」の要件を満たしている。
 - a 当該研究の実施及び試料の提供について、以下の情報をあらかじめ被験者等に通知、又は公開している。
 - ・ 所属機関外の者への提供を利用目的とすること
 - ・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - ・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・ 被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の研究機関外への者への提供を停止すること
 - b 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにしている。
- (ウ) 社会的に重要度の高い臨床研究に用いるために人の健康に関わる情報が提供される場合であり、当該臨床研究の方法及び内容、当該情報の内容その他の理由により「(ア)」及び「(イ)」によることができないため、必要な範囲で他の適切な措置を講じる場合。
- 当該方法によることが、被験者の不利益とならない理由：
 - 当該方法によらなければ、實際上、当該臨床研究を実施できず、当該臨床研究の価値を著しく損ねる理由：
 - インフォームド・コンセントに代わる措置の内容：
 - 被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利用の目的及び内容を、その方法も含めて広報する。
 - できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明（疫学研究の場合は集団に対するものも可）を与える。
 - 長期間にわたって継続的に試料等が収集又は利用される場合には、試料等の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、周知される努力を払う。

14 研究における倫理的配慮について

(1) インフォームド・コンセントを受ける手続きについて

- ア 文書により説明し、文書によりインフォームド・コンセントを受ける。
- イ 文書による説明及び文書による同意に代えて、説明の内容及び被験者から受けた同意に関する記録を作成する。
 - □ 「イ」のうち、指針では上記「ア」によることとされているが、当該方法によらざるを得ない場合
(その理由)
- ウ インフォームド・コンセントを必ずしも要しない研究に該当するため、研究の実施について情報を公開する。
 - □ 「ウ」のうち、指針では上記「ア」又は「イ」によることとされているが、当該方法によらざるを得ない場合
(その理由)

(2) 対象者の人権の擁護

- ① 本研究は、この研究について、参加することを同意した対象者のみを対象とする。対象者が16歳未満の未成年または精神上の障害などにより、判断能力に支障があるときは、代諾者による同意とする。
ただし、対象者が16歳以上の未成年である場合は、代諾者とともに、対象者からの同意も受けることとする。
代諾者は、家族又は法定代理人であって患者の意思及び利益を代弁できると考えられる者のうちから選定する。
- ② 本研究への参加・不参加は、対象者（あるいは代諾者）の自由意思によるものであり、参加に同意しない場合および参加を中止した場合でも不利益は受けない。
- ③ 対象者（あるいは代諾者）は、同意後においても、本研究についての説明を受け、または、質問することができる。また、そのことにより、対象者は不利益を受けない。

(3) 対象者に理解を求め、承諾を得る方法

検査参加前に、本人あるいは保護者に、文書により説明をし、承諾書を取得する。

(4) 個人情報の取扱い

本調査で得られた対象者の個人情報は、本調査の関係者のみが厳重に取り扱う。外部委託業者に個人データを送付する際には、個人が特定できる情報はすべて除き、個人が特定できないようID番号を付記した上で送付する。また、得られたデータは全て、連結可能匿名化した上で福島医大に設置する外部と接続していないパソコンに保存し管理する。調査結果は、集計、分析された形で公表することとし、個人が特定できるような形での公表は行わない。

(5) この研究によって生じる可能性のある、対象者にとっての危険性又は不利益事項

① スクリーニング検査について

甲状腺超音波検査には侵襲性はない。実施には10分程度の時間を要する。

② 2次検査について

穿刺吸引細胞診検査、採血検査では、皮下出血を生じる可能性がある。

(6) 上記(5)に記載した事項が実際に生じた場合又は生じると予知し得た場合の対応

皮下出血が生じた場合も、冷却及び圧迫で経過観察する。概ね2週間程度で復するものと予測される。

15 研究内容の公開に関する対応

(1) 「臨床研究に関する倫理指針」及び「疫学研究に関する倫理指針」により、倫理委員会が公表すべき事項

《公表すべき事項》

- ・ 研究課題名
- ・ 研究者氏名（研究責任者及び委員会当日の説明者）
- ・ 当該研究に係る本学倫理委員会の会議の概要
- ・ 審査結果

■ ア 上記の全項目について公表可。

□ イ 「疫学研究に関する倫理指針」第2の1(2)②のただし書きに該当するため、一部非公表とする必要がある。

(非公表とする事項)

(理由)

□ ウ 上記「イ」に該当しないが、非公表又は一部非公表とする必要がある。

→□全て非公表とする。

(理由)

→□一部非公表とする。

(非公表とする事項)

(理由)

(2) 報道機関等に対する公開

■ ア 全面的に公開して良い。

□ イ 部分的に公開して良い。

□課題名

□研究者氏名

□当該研究に係る本学倫理委員会の会議の概要

□審査結果

□その他（内容：

(理由)

□ ウ 一切公開しない。

(理由)

(3) 対象者に関する情報開示 (対象者ご本人から情報開示の請求があった場合の対応)

本人あるいは保護者に開示する

16 研究資金の調達方法

(1) 研究資金について

福島県からの受託事業費を受ける予定である。

(2) 利益相反に関する特記事項

なし

17 その他本研究に関する特記事項

なし

福島県立医科大学で甲状腺検査を
受診される皆様、保護者の皆様へ

県民健康管理調査 甲状腺検査のお知らせ

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

福 島 県
福島県立医科大学

甲状腺検査について



福 島 県
福島県立医科大学

県民の皆様におかれましては、今回の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により、大変なご苦勞やご心勞、そして不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、福島県では、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていくため「県民健康管理調査」を実施しております。

放射線による健康への影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと思われますが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、18歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施します。

1 対象者

平成23年3月11日(震災時)に0歳から18歳までの全県民

具体的には

○平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者

○県外への避難者も含みます。

※ 本検査は保護者の同意のもと実施いたします。

2 検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり(結節性病変)等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査(採血、尿検査、細胞診等)を行います。

超音波検査は、ゼリーをつけた器械(2cm×5cm程度)を首に当てて甲状腺を検査するもので、5分程度で終了します。注射等と異なり、痛くもなく、また無害ですので安心して受診してください。

3 実施計画

平成23年10月から平成26年3月までに、先行検査として対象となる全県民に検査を行います。

また、平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定です。

(※詳しいスケジュール等は次頁に記載しております。)

4 検査結果について

検査結果については、後日、保護者の皆様に直接ご回答することとしております。

また、データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や検査結果が公表されることは一切ありません。

甲状腺検査の基本情報について



福島県立医科大学

甲状腺（こうじょうせん）とは

甲状腺とは、首の“のど仏”の下方に蝶々の様な形をした数グラムの臓器です。甲状腺は食事中的ヨウ素から甲状腺ホルモンをつくり体のバランスを保ちます。

甲状腺ホルモンの働きはからだの代謝を盛んにする働きをします。車のアクセルとブレーキにたとえられます。

甲状腺ホルモンが正常になっているときは、車のアクセルが適度に踏まれている状態で快調です。甲状腺ホルモンが過剰になるとアクセルを踏みすぎた状態でエンジンを空ぶかしをしたような状態になり、脈が速くなったり、汗をかいたりするようになります。

逆に甲状腺機能が低下すると、ブレーキがかかり、脈が遅くなったり、寒がりになったりします。

甲状腺の病気については、甲状腺のホルモン異常によるものと、甲状腺にできる結節（しこり）があります。前者は、ホルモンが高くなる甲状腺機能亢進症、低くなる甲状腺機能低下症があります。

結節（しこり）に関しては、良性と悪性があり、大部分は良性です。たとえ、甲状腺がんでも大半はきわめておとなしい発育をします。特に小児甲状腺がんは極めてまれですが、放射性ヨウ素の内部被ばく量によっては、この小児甲状腺がんのリスクが、4～5年後からチェルノブイリでは増加しました。

甲状腺の超音波検査（ちょうおんぱけんさ）とは

甲状腺の超音波検査とは、レントゲンと異なり被ばくせず、仰向けに寝ているところにゼリーをつけた超音波プローブ（ちいさな探触子）を体表で滑らし、結節（しこり）を探し出します。検査は通常5分程度で終了し、超音波そのものは妊娠中の母体内の赤ちゃんの観察にも用いられる安全な検査です。

検査の結果、結節（しこり）が見つかった場合に、後日**二次検査**となります。

二次検査では、さらに詳しく超音波検査を行った後、良性か悪性かを決めるために、しこりから細胞を吸引する**穿刺吸引細胞診**を行います。検査時間は数秒から数十秒程度で、痛みは血液を腕から採取する程度です。

なお、二次検査の予定日時については別途お知らせしますので、それまでお待ちください。これらの精密検査には甲状腺認定専門医を中心に、福島県立医科大学附属病院などで、万全の体制を整えています。

■スケジュール及び対象者

	事 項	時 期	実施場所	対 象 者
↑ 検査 1回目 ↓	先行検査	平成23年10月 ～11月	福島県立医科大学	計画的避難区域(以下「先行区域」という。)の対象者の一部(川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村)
	全 県 先行検査	平成23年11月 ～平成26年 3月	保健センター、公民館、学校等の施設 (検討中) 〔福島県立医科大学 医師等の派遣、県 内外の医師等の協 力により実施〕	先行区域内の未実施者 及び先行検査以外の対象者
2回目 以降	全 県 本格検査	平成26年 4月 以降	県内の検査拠点施設 や県外の医療機関等	上記「対象者」全員 ※20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を実施

※全県先行検査以降の実施場所、対象者等については、後日決定のうえ、お知らせします。

■福島県立医科大学で検査(先行検査)を受けられる対象者の皆様へ

・今回、都合により福島県立医科大学で検査を受けられない場合でも、平成23年11月以降、県内外の施設等で実施する先行検査において受診することができます。

また、県外へ避難されている方等におかれましては、今回、福島県立医科大学で検査を受けることも可能ですが、後日県外においても同様の検査を受診できる体制を整えていく予定です。

【参考】甲状腺検査スケジュール

	実施場所	対象地域	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
先行検査	福島県立医科大学	先行区域				
全 県 先行検査	保健センター、 公民館、学校等 (検討中)	上記以外				
全県本格検査	未 定	全 県				

【お問い合わせ先】

○ 県民健康管理調査全般に関するお問合せ

福島県保健福祉部 健康管理調査室

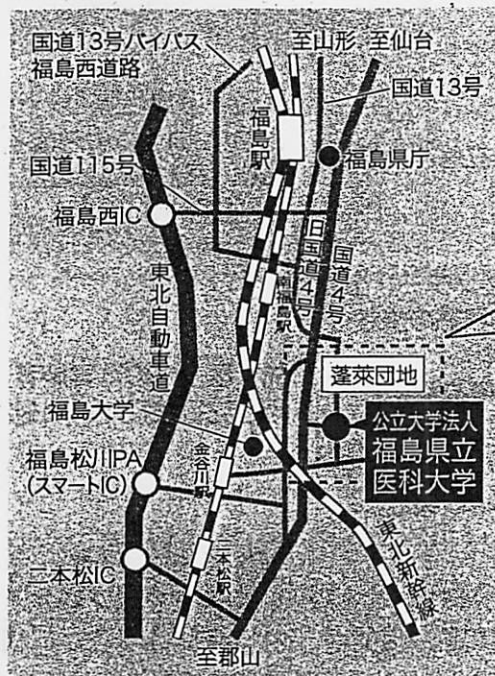
電話番号 024-521-8028 (8:30～19:00)

○ 甲状腺検査に関するお問合せ

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
県民健康管理調査事務局

電話番号 024-549-5130 (9:00～17:00)

福島県立医科大学までのアクセス



所在地

〒960-1295 福島県福島市光が丘1

交通アクセス

【JR福島駅から】

約10km 自家用車等運転所要時間/約20分

タクシー料金約3,200円

(時間帯・運行状況により異なります。)

○JR福島駅東口等から路線バスが運行されています。

■福島交通

【乗車】東口5番ポールより

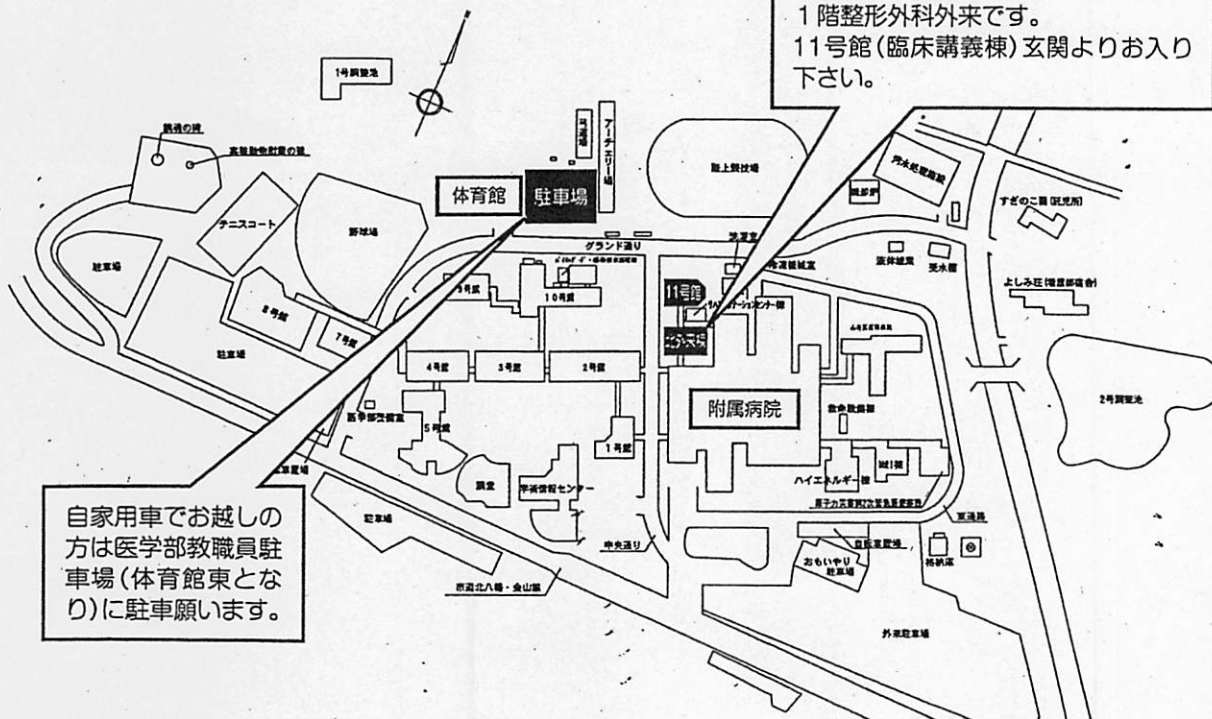
「バイパス経由医大」/「伏拝・医大・美郷団地経由松川」/「医大・立子山経由飯野町」/「医大経由二本松」
/「南福島タウン・桜台経由医大」/「清水町経由医大」行き

【下車】「医大病院前」(所要時間約35分) 附属病院正面玄関に停車

【JR金谷川駅から】

平成22年10月1日より、JR金谷川駅間の路線バスが運行しています。

福島県立医科大学（附属病院）マップ



(別紙)

検 査 同 意 書

平成23年 月 日

福 島 県 知 事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

「今回の甲状腺検査は、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するための検査です。検査結果については、皆様にお知らせするとともに、データは公立大学法人福島県立医科大学が保管します。また、プライバシーに配慮し、名前が分かることのないようにして、検査結果の一部を公表し、さらには統計処理や継続的な健康管理のための基礎資料として活用することがあります。」

このことを理解のうえ、私が保護者となっている(続柄) (氏名) が、この度通知のありました指定の日時、場所で、県民健康管理調査に係る甲状腺検査を受けることに同意します。

なお、下記の条件のもとに同意したことを付記します。

記

(同意条件)

- 1 私(本人が成人した場合は本人)の都合でいつでもこの同意を取り消すことができること。
- 2 私及び本人は同意の取り消しによる不利益を一切受けないこと。
- 3 私(本人が成人した場合は本人)の希望により、対象者本人に関する情報について、いつでも知ることができること。
- 4 本調査に関して得た私及び対象者に関する個人情報の秘密は固く守られること。

住 所	(現住所) ※保護者の方の住所を記入願います。 〒
	(転居予定先住所) ※今後の転居先が決まっている方はこちらも記入願います。 〒 (転居予定日 月 日より)
	(受診者の住所) ※ <u>受診者本人</u> の住所が上記と異なる場合は、本人住所を記入願います。 〒
ふりがな 受診者氏名	(受付番号0000000) ※この番号は個人を識別するために予め付した番号です。
ふりがな 保護者氏名 (自署)	
連 絡 先 (電話番号)	※日中でも連絡可能となる連絡先を記載願います。
受診者の 身長・体重	身長 (cm) ・ 体重 (kg) ※分かる範囲で記入願います。
医大までの 交通手段	1. 自家用車(駐車場利用) 2. 公共のバス・電車等 3. 医大運行バスを利用 4. その他 () ↳別紙: バス番号 利用人数 人 (引率者を含む) ※該当項目に○を付して下さい。

960-1295
福島県福島市光が丘1

医大 太郎 様

0000000 #

0000000

県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）

福島県では、東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえて、将来にわたる健康管理を行い、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を行っております。

その県民健康管理調査において、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者の方に安心していただくため、甲状腺検査を福島県立医科大学（以下「医大」という。）に委託して、平成23年10月より川俣町山木屋地区、浪江町、飯館村の対象者から順次、実施することとしております。

つきましては、次の実施要領に基づき甲状腺検査を実施しますので、ご検討のうえ、検査を受けられますようお願いいたします。

甲状腺検査受診対象者の保護者 様

平成23年 9月16日

福 島 県 知 事
公立大学法人福島県立医科大学理事長

（実施要領）

（受付番号0000000）

- 1 検査対象者 **医大 太郎 様**
- 2 検査実施日 **平成23年 00月00日 00時から**
- 3 検査場所 **医大附属病院1階 整形外科外来**
- 4 検査内容 甲状腺超音波（エコー）検査（一人あたり5分程度の検査）
- 5 申込書等 検査を希望される方は、別紙**検査同意書**（切り取り線で切り離して下さい。）に必要事項を記入していただき、**平成23年9月28日（水）**まで同封の返信用封筒により医大放射線医学県民健康管理センター県民健康管理調査事務局まで返送願います。
- 6 問い合わせ先 医大放射線医学県民健康管理センター県民健康管理調査事務局
〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
電話024（549）5130
- 7 その他 検査当日は、この「**県民健康管理調査に係る甲状腺検査の実施について（お知らせ）**」をご持参願います。
検査実施時間10分前までに、医大附属病院整形外科外来までお越し下さい。
自家用車でお越しの際は、医学部教職員駐車場（医大体育館東隣）に駐車願います。（同封チラシ裏面の大学マップ参照）
甲状腺検査には費用はかかりませんが、移動に係る交通費等はお負担願います。